

一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和6年1月11日(木)			
会議時間	開会	午前10時00分	閉会	午前10時47分
場 所	第1委員会室			
出席委員	委員長 沼倉 憲二		副委員長 佐藤 幸淑	
	委員 小岩 寿一		委員 千葉 栄生	
	委員 佐々木 久助		委員 岩 渕 典仁	
	委員 武田 ユキ子		委員 千葉 幸男	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	石川主査			
紹介議員	佐藤真由美議員			
出席説明員	なし			
参 考 人	なし			
本日の会議に付した事件	請願審査 請願第1号 インボイス制度の廃止を求める請願			
議事の経過	別紙のとおり			

総務常任委員会記録

令和6年1月11日

(午前10時00分 開会)

委員長 : おはようございます。

ただいまの出席委員は8名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりです。

本日の審査に当たり説明者として、紹介議員である佐藤真由美議員の出席を求めました。

委員長 : それでは、これより請願審査を行います。

請願第1号、インボイス制度の廃止を求める請願を議題といたします。

本請願の審査に当たり、紹介議員から請願の趣旨説明をいただき、その後に紹介議員に対する質疑を行います。

それでは佐藤真由美議員、早速、請願の趣旨説明をお願いいたします。

紹介議員 : 座って失礼いたします。

インボイス制度の廃止を求める請願ということで、請願趣旨を読み上げまして説明とさせていただきます。

2023年12月26日、一関市議会議長殿。

一関民主商工会会長 菊地七郎。

請願趣旨、本年の10月1日、消費税の適格請求書保存方式、インボイス制度が導入されましたが、中小企業、小規模事業者においては、大きな混乱が生じています。

制度の導入に当たっては、日本税理士連合会が令和5年度税制改正に関する建議書において、免税事業者は適格請求書等を発行できないため、対事業所取引から排除されることや消費税等相当額の値下げを強いられ、廃業を余儀なくされる事業者が増える可能性があり、課税事業者にあっても、適格請求書保存方式においては取引の都度、適格請求書等の有無の確認を行う必要があります。この確認は少額取引、3万円未満についても、一定の取引以外の取引については必要となるとした上で、これらは事業者等の事務に過度な負担を生じさせることを問題として指摘しております。

一関市内では、適格請求書保存方式が導入されて以降、これまで免税事業者であった小規模事業者を中心として、インボイス登録をしたけれども、事務処理が全く理解できない。

税理士に委託したくとも、昨今の経営不振によって財源がない(小売)。

消費税額を試算したところ、売上げが500万円であるのに対して、税額は20万円ほどになり、到底払える金額ではなかったため、インボイス登録を見送ったところ、元請から取引停止を通告された(建築)。

元請から、免税事業者の場合は消費税相当額10%を請負代金から差し引くと言われ、代金を減額された（製造）といった事例が報告されています。

これらは、日本税理士連合会が指摘した、事業者における事務処理の過度な負担と対事業所取引からの排除、消費税相当額の値下げ強要による不利益にほかならず、制度が継続することで、多くの地場中小企業・小規模事業者が廃業に追い込まれることが懸念されます。

地域経済の発展とコミュニティの維持に多大な貢献を果たしている中小企業・小規模事業者を保護し、振興していくという観点に基づき、インボイス制度が直ちに廃止されるよう国に意見書を上げていただくことをお願いいたします。

請願事項、インボイス制度を廃止するよう国に意見書を上げてください。

以上です。

委員長：それでは請願書の説明をいただきましたけれども、それに付加する説明はありませんか。

紹介議員。

紹介議員：質疑がありましたら、分かる範囲でお答えするというので、お願いします。

委員長：ありがとうございました。

それでは、ただいま紹介議員から、請願の趣旨の説明をいただきましたので、これより紹介議員に対する質疑を行います。

発言の際は挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いいたします。

それでは質疑の方はありますか。

武田委員。

武田委員：ありがとうございます。

いずれ、これが始まったという、この時点ということですので、いろいろな方々に、これを何というか、取り上げていく前提として影響があると思うのですがけれども、まず、私どもが住んでいる市内においては、今ここに挙げられたような事案で困られているというような事業者は、どのぐらいいらっしゃるのだろうかということが、一つお聞きしたいことと。

それから、いずれ制度も始まっておりますので、そういったことを途中で、こういった請願の趣旨が理解されて、国がもしも動いたとしたときの、影響というようなものについては、請願者はどうか分かりませんが、紹介議員としては、どのように考えておられますか、お聞きしたい。

委員長：紹介議員。

紹介議員：既に去年の10月からインボイス制度が始まっているわけなのですが、どれぐらいの事業者が影響があるかというところは把握しておりません。

それから、始まったところで、途中でやめたときの影響ということでございました。

私の意見としてということでございましたので、始まったところではありますが、やはり続けていくことで中小事業者への影響、廃業せざるを得なくなったり、例えば道の駅、産直とかで取引されている農業者の皆さんが、何ていうか、会計事務処理ができなかったりということも、今そういう声も上がっておりますので、途中でもやめるほうが影響が少ないのではないかと考えております。

委員長：武田委員。

武田委員：これは、税負担の関係です。

これは、結構、消費税が導入されて以来、税の免税事業者というのですか、これが、私とすれば、制度的には不完全だというように思ってきたところがありますが、何らかの救済措置的なものが常態化してしまっているということ自体に、私は若干違和感を感じていたところでした。

実際には、私もそういった立ち位置に近いところですので、なかなか声を大きくして、そういったことを申し上げるという立ち位置には立てなくてきたのですが、やはり国民なり、事業者なりというものは、税負担というのはあつてしかるべきです。

お預かりしたものを、その納税しなくてもいいという、そういう在り方そのものについては、やはり通常ではないという思いを、私はしてきたところがあります。

その中で、そういったところに今回のインボイス制度が導入されたことで、大変困っていると、制度そのものが盤石ではなかったがゆえに、今回の、このような問題が起きたというように理解をするところがありますが、紹介議員は、今の、この状況について、どこに問題があると思えますか。

委員長：紹介議員。

紹介議員：大変難しい複雑な質問だと思っております。

1,000万円以下の事業者に対する免税措置ということで、今まで守られてきたというところがあったのですが、それが武田委員が制度が不完全だったというところ、指摘されているところなのかと思うのですが、それぞれ中小企業者を守っていくための制度だったというような、私は考えをしておりますので、このインボイス制度は引き続き、今まで免税業者を守っていくためには不適切なのではないかと私は考えております。

答えになっているかどうか分かりませんが。

委員長：よろしいですか。

そのほかの質疑の方はありませんか。

岩淵委員。

岩淵委員：御苦労さまです。

先ほど武田委員からの質問が、かなり重要なポイントなのではないかというように、

私も把握しておりました。

この制度自体は、もう既に、先ほど来言われている10月1日から施行、実施をされていて、今の段階から、一関市議会から何かを出すということであれば、その導入された段階から、どのような影響があったかを、やはり我々分析とか、調査をした上でしないといけないというところの中で、最初の質疑の中で影響については把握していないということをおっしゃっていたことについて、請願の紹介議員としては残念だということに思いました。

そこで、把握していない中でも、これ恐らく一番の影響というのは、先ほど来の1,000万円未満の免税事業者の部分と、やはり事務負担が大きいということだと思うのです。

それが一番の課題だということに思うのですが、それらを今、インボイス制度の周知の部分では、商工会議所がいろいろなセミナーをやっているかと思いますが、そこでお尋ねしますが、その影響について、この商工会議所とか、そこについて、出向いて面談をしたりとか、どういった影響があるかというものを把握をされたりとか、そういった調査分析は、まずされたのかどうか、お尋ねします。

委員長：紹介議員。

紹介議員：どのような影響があったか把握していないというようなことで、今、岩渕委員のほうからあったわけなのですが、2つありますけれども、どのくらいあるかという、量的に分からないというところで、どのような影響があるかというところでは、やはり事務が、請願の趣旨にも書いてあるとおり事務量が大幅多くなる、理解できないというところだったり、やはりそれを、税理士を雇うお金もないとか、このお金を払えないとか、それから、既に元請業者から、取引から排除されたというところに大きな影響があるということは聞いております。

商工会議所で調査をしたわけではないのですが、この民主商工会のほうからの御意見として、そういう影響があるということは伺っております。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：何らかの面談とか調査をしながら、そういった裏づけもされた中で影響の把握をされているということでしょうか。

委員長：紹介議員。

紹介議員：はい。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：どういった影響があったのかを、そこから踏まえてお尋ねいたします。

委員長　：紹介議員。

紹介議員：繰り返しになってしまうのですが、細かい数字としては、まだ把握はできておりませんが、既に元請業者のほうから取引を中止ということを言われているということと、それから今まで100万円で取引したものを、では90万円にするというような、引下げという交渉もされていると聞いております。

委員長　：岩渕委員。

岩渕委員：個人的な部分で、いろいろな部分があるのは、私も把握をしているのですが、それがやはり数字としてどれだけの一関市の中で影響があるのかというのが、すごく重要なのかというように思っておりました。

次にお尋ねしたいのは、今回の、廃止という言葉を使っているわけですが、先ほど言われたように、これ既に導入されている中で、導入される前であれば、例えば延期とか廃止という言葉を使いながら、意見書というものは、ほかの地域でも出されているのを把握しております。

その中で、私は、これ実は国の中でも6年間にわたって免税事業者が仕入れた、国のほうでは、一定の仕入れた税額の控除を認める事業者の準備のため十分な経過措置、10年間をしているということがある。

先ほど、武田委員からも言われているように、不十分な部分に関して経過措置を設けているということは、これは妥当性があるというように思うので、これ廃止ではなくて制度の検証であったり、場合によっては、これまだまだインボイス制度周知が徹底されていないという課題も、これは全国的に現れています。

その中で周知の徹底とか、そういった言葉の使い方、今回の趣旨説明の中で大混乱が起きるということを言いましたけれども、これ廃止したほうが、大混乱が起きるわけがありますけれども、そこら辺の言葉の使い方として、請願者の方とどのようなやり取りをされたのか、お尋ねします。

委員長　：紹介議員。

紹介議員：それについては廃止を求めるということで、私たちも、この制度はふさわしくないのではないかとということで廃止ということを考えておりましたので、既に開始された制度ではありますが、制度の徹底とかということを検討するということはありませんでした。そういう話は、請願者とはしておりませんでした。

委員長　：岩渕委員。

岩渕委員：特に言葉の使い方としては検討されてなかったということで、そこはぜひ検討していただきたいというように思います。

一番は、どのような影響があり、どういったことを市から出すのが重要になってくるということでもあります。

もう一つ、私、この文書の中で一番気になったのが、これ引用しているものが、日本税理士連合会の、令和5年度税制改正に関する建議書というもので、私も読み込みさせていただきましたが、これ出されたのは令和4年6月29日です。

それで、ここで何を言っているかというところ、このインボイス制度の導入時期を、このときは延期するか、少なくとも中小企業者の事務を踏まえて柔軟な運用を行うことということで、この令和4年6月29日の中に、この税理士連合会の中では建議書として出しているわけです。

このときは、新型コロナウイルス感染症のときもそうですけれども、そのときそのときで分析をして、何か提言書を出すというときには、やはり時代の流れというのがあって、このときは延期ということと柔軟な運用でした。

その中で次の年、令和6年度の税制改正に関する建議書は、同じ日本税理士会が出している中では、このインボイス制度について大分理解をされて、何を言っているかというところ、インボイス制度方式について中小事業者の事業を踏まえた柔軟な運用を行うことというように、時代の背景とともに、提言書が変わってきているのです。

なぜかというところ、私も先ほど言いましたように、事業者の事務負担や市場取引への影響に配慮した経過措置が導入されていることについて、この税理士会のほうでは、ある程度理解をされて提言書が変わってきているのです。

今回、引用しているのは、出すのは、例えば令和6年1月、2月、3月かもしれませんが、出すとしても、この引用されているものが、かなり年度としては古い、恐らくこの税理士連合会としても、今さらこの部分を引用されて、国に出すということに関しては、多分本意ではないと思うのです。

令和6年度、出すというのであれば、同じ考えで出しているものと思うのです。

そこでお尋ねしますけれども、この請願者と、この引用の分について、この令和5年度の税制改正についている建議書を引用した理由についてお尋ねします。

委員長：紹介議員。

紹介議員：そこまで私も詳しくなくて、そういう令和6年度の建議書が、もう既に出されているということも知らなかったものですから、その辺のところは請願者とは話をしておりません。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：やはり市議会から出すのであれば、やはり最新の、少なくとも提言書であったり、建議書だとか、その団体がまとめられたものについても、そういったものを引用されて使われたことを、ぜひ望みたいと思いますし、これから令和6年度に向けての提言書について、請願者の方と、ぜひ理解をしていただきたいと思います。

最後に、我々市議会として市の部分で言うと、この消費税のインボイス制度、確かに

混乱もあって事務負担も増えているわけですが、市だけを考えると、これ消費税の地方交付税という部分では、我々増えるわけです。

そういったもので財源がある程度確保できるという、市としてはメリットがある。

そこら辺について、その公平性という部分から税をお支払いして、それについて市の公共の福祉のために使えるというメリットがあるわけでありますが、その点について紹介議員としては、どのようにお考えなのかお尋ねします。

委員長：紹介議員。

紹介議員：消費税の問題ということで、これは私の考えということになるのですけれども、本当に消費税が、地方税とあるわけですけれども、国の場合においては、消費税が本当に福祉のために使われているのかというところも問題になっているところでもあります。

法人税や所得税よりも消費税のほうが多くなっていて、消費税というのは富豪の方にも同じように、食品にも何もかにもかかってくる。

所得の低い人たちにもかかってくる消費税ということで、それが公平かと言われたときには、そこには疑問があると思っております。

市として、税収が増えるということではメリットといたしますか、よいことだとは思いますが、国全体として、それがよいことなのかどうかという判断は、ちょっと私にはできかねます。

委員長：そのほか質疑の方はございませんか。

千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：お疲れさまでございます。

やはりこの請願の、私は趣旨を十分理解しております。

やはり国として、この制度を始めて、やはりこの理解が進んでいない中で、今、運用されているというところが大きな課題、問題になっているのだと、私は十分理解しますが、やはりこの制度を廃止させる、この請願ですけれども、やはり今、実際その影響がどれぐらいあるかということ、我々議員としても調査する必要は十分にあるのだろうと思います。

だとしても、やはりこの民主商工会としても正確なデータというか、現時点の、情報を集めていくような取組というか、考えがあるのかどうか、お聞かせください。

知っているのであれば、聞いているのであればお聞かせください。

委員長：紹介議員。

紹介議員：請願者の民主商工会のほうから数字的に把握ということを行うかどうかという話は、検討されていないというか、聞いておりません。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：ぜひ会員の皆さん、あとは一関だと商工会議所もあるわけですから、その商工会議所の中でも、やはりこのインボイスの影響が出るというお話は、私も伺っております。

やはりこの民主商工会と商工会議所が一体となって、現状を把握して、やはり市としての課題として捉えていく必要があるのかと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますし、あとは、民主商工会として、勉強会とか学習会とか開いているようなお話は聞いておりますか。

委員長：紹介議員。

紹介議員：申告に向けて、いろいろな勉強会等をする中で、インボイスについても勉強会を開いているようです。

委員長：そのほか質疑はございませんか。
千葉幸男委員。

千葉（幸）委員：よその議会に出されたのは、この制度が始まる前に、制度を中止してくれとか、延期してくれという請願なのです。

制度が発足して、経過措置もあって、国も様子を見ながらというような時点で、廃止を求める請願というのは、なかなかなじまないと思はう。

実際にこういう課題があったと、課題が起きそうだとか、断られた、本当に断られて、本当にどう困っているのかというのが出ない中で、廃止を求めるという請願には、私は、この今の時点で、なかなか賛成できないというように思います。

委員長：紹介議員。

紹介議員：ありがとうございます。

制度が始まる前にもインボイス制度廃止を求める署名とか、そういうものにはたくさん取り組んできていまして、全国的にも55万人ということで、インボイス廃止の署名が集まっていました。

今回、始まる前から大きな影響力があるのだろうという懸念はされておりました。

今回、本当に実際、取引排除とか、そういうことが起こってきているので、また、改めて請願を出したということを知っています。

委員長：暫時休憩します。

（休憩 10：29～10：32）

委員長：それでは再開します。

そのほか、質疑の方はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : ほかにないようなので、質疑を終結したいと思います、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 : それでは、紹介議員に対する質疑を終わります。

紹介議員におかれましては、大変お忙しいところありがとうございました。

御苦労さまでした。

暫時休憩します。

(休憩 10 : 33～10 : 33)

委員長 : 再開します。

請願第1号、インボイス制度の廃止を求める請願について、これから意見交換を行います。

今後の進め方、これを含めて皆さんから御意見を頂戴したいと思います。

武田委員。

武田委員 : いずれ先ほど来の紹介者とのやり取りの中で明らかになったと。

岩渕委員がおっしゃったように、そもそもこの今の、この請願にある中身は、もう最新のものではないと。

それで最新のものということで、僭越でしたが、簡単なパンフレットを私が見つけましたので、委員長の了解いただいて皆さんにお配りさせていただきました。

こうした、国においてもいろいろと、ここでお話をされているような取引の停止ですとか、税理士を雇うのにどうのこうのとかということなく、全く簡単に、事前に申請をしなくても、何とというか、そういった対応ができるというような、そういう経過措置、それも結構長い期間です。

それで、何とか制度に合致したようなものに、全ての人たちが足並みをそろえられるようなという、多分そういう思いではあると思いますが、そういう制度上のものが出てきております。

私は、先ほど申し上げましたとおり、それぞれ事業をしているものは、消費税というのはついて回ります。

それはお預かりするものです。

内税だろうが、外税だろうが、やはりお預かりしたものについては、売上げから別途やはり確保しておくという概念がなければ、私は、その事業者としては不適格というように申し上げてもよろしいのではないかと思うぐらい、税の公平負担というのはあってしかるべきだと思っております。

ですから、この廃止というのは、それ以上に大きな混乱を来すということから鑑みれば、これを採択するということについて、私は、賛成できかねるという状況でございます。

委員長：ただいまこの請願についての意見交換を行っていますけれども、今いろいろ質疑の中で、商工会議所とか、そういう皆さんの、これに対する現状、今そういうのも、状況をつかむには非常によろしいのではないかと。

今後の進め方について、一つ、皆さんから御意見をいただきたいと思います。

一つには、今、説明を受けた内容で、委員会として直ちに結論を出すか、あるいは必要な手順を積みながら、より理解を深めて、委員会としての結論を出すか、そういうやり方があるかと思っておりますけれども、いかがでしたらいいでしょうか。

武田委員。

武田委員：何度も申し上げますが、この請願そのものが、現時点の制度に合致してないという中身でありますから、これ以上の審議はやっても到達点には届かないと思っておりますので、結論は今日出しても構わないと私は思っております。

委員長：千葉幸男委員。

千葉（幸）委員：廃止を今から求められるかという、廃止という願意が、これが通るかということになったら、これ何回聞いても同じことの繰り返しになりますから、制度の不備とか何かというのは、そう思っている人もあるし、やはり税はきちっと払わなければならないという人もあるし。

この制度は廃止になりませんから、国は、まずならないから、そこで、もっとやっても無理なので、私は結論を出すべきだというように、時間をそんなにかけなくてもいいのかというように思います。

委員長：そのほかの御意見の方ありませんか。

千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：私はやはり調査すべき事案だと思います。

まずもって、この請願者のお話を聞くということを行うべきと考えます。

この制度を廃止できるかできないかというお話もございましたけれども、やはりこの請願者の趣旨を、いま一度、我々も理解して、課題を浮き彫りにして、あとは本市に対する影響も含めて、総務常任委員会として調査すべきと考えます。

委員長：そのほか御意見の方はありませんか。

岩淵委員。

岩淵委員：私は、このタイトルで、先ほど来、紹介議員に対しての質疑の中でも妥当性という部

分は、私の中では低いというような理解を、今の段階ではしております。

ただ、一方では、やはり請願をされた方の御意見を、その一関市議会総務常任委員会として、どのように正確に把握をして、それについて妥当性であったり、実現可能性だったというものがどうかという、やはり審査をするのが、我々の役割という捉え方もありますので、結論が仮に出たとしても、やはり手続としては、ひとつ、先ほど千葉栄生委員も言われましたが、この請願を出された方の部分に対しての、やはり聞き取り調査は必要なのではないかと思えますし、もう一つは踏まえて一関市の現状を今、商工会の中では理解されているのは、一関商工会議所だと思えますので、場合によっては、そちらの方々の実際の現場の声を聞くということがあるかと思えますが、まずは最低限必要なのは、この請願者への思いを聞き取る手続が必要なのではないかというように、私は思います。

委員長：そのほか御意見の方はありませんか。

お聞きのように両方の御意見がありますので、そのほか意見を出していない方も御意見の発表をお願いして、委員会としての進め方を決めたいと思えますので、ひとつ発言をお願いします。

佐々木委員。

佐々木委員：私もまだ発言しておりませんので、今日の事件の、この請願の内容と紹介者の説明には文面の趣旨と請願の理由づけが、かみ合っていないというように、私は解説を聞きましたので、廃止を請願している背景について影響の内容を把握していないと、それから、具体的現場の実情も、紹介者としては把握していないというような説明を受けたように、私は受け取りましたので、こういう状態でこの請願を判断するには、委員会としての、検討のテーブルに、そもそも乗っけるのはどうなのかというように思いました。

それで、岩渕委員もおっしゃいましたが、請願者、紹介者ではなくて請願者の話を聞くというのが最低限、委員会としての立場として必要なかというように感じたところでございます。

以上です。

委員長：そのほか御意見はありますか。

この8人しかおりませんので、全員の皆さんの御意向をお聞きしてから、委員会としてのまとめをしたいと思えますので、ひとつ発言お願いしたいと思えます。

佐藤委員。

佐藤委員：私は、やはりインボイスという制度は非常に大事な部分だというような認識であります。

内容的にも武田委員がおっしゃるとおり、税は皆さんに平等にということの中で、その思いに変わりはありません。

ただ、委員会として、今回の、この請願を受けての調査というような部分に関して言えば、請願者の意見も参考にと、参考といいますか、勉強のために聞いた上で、判断を

するのも委員会としての役割なのかというように感じております。
以上です。

委員長：小岩委員、御意見をお願いしたいと思います。

小岩委員：私も直接請願者の方から、思いを直接聞くのが一番ではないかと思うのです。

紹介者の方、請願者の方とお話しして、紹介議員として今日、説明したのでしょうかけれども、どうも、いま一つというか、伝わってこないというか、やはり直接、伝聞ではなく、本当に請願者のほうから生で、こういう思いで、こういうことをしたいのだというようなことを直接、やはり聞かせてもらいたいと思いますので、請願者の方に、説明を直接していただければと思います。

委員長：それではお聞きのとおり、各委員から御意見をお話ししてもらいました。

本日、結論を出してもいいのではないかと御意見もあるのですが、大多数の皆さんは、請願者から直接、説明を受けたほうが良いというようなことが多かった状況でございます。

したがって、今後の進め方におきましては、請願者のほうに請願内容の説明を受けるという機会を設けることで、次回の委員会を開催したいと思いますが、そのとおり進めていいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長：異議ありませんので、さよう決しました。

お諮りいたしますけれども、請願第1号の本日の審査は、この程度として、後日、改めて審査することにいたしたいと思います。

併せて、次回の委員会に請願審査のため一関民主商工会会長、菊地七郎様を参考人として呼び出して説明いただきたいと思います。

さよう決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長：異議ありませんので、さよう決しました。

議長を通じて参考人の出席を求めることにいたします。

なお、委員会の開催日時などは参考人と調整いたしますので、正副委員長に御一任願います。

以上で、本日の請願第1号、インボイス制度の廃止を求める請願の審査を終わります。

以上で、本日の案件は終了しました。

ほかに委員の皆さんから何かございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長　：なければ、以上で本日の委員会を終了します。
御苦労さまでした。

（ 午前10時47分 終了 ）